

就学援助制度

児童生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭の保護者に対して、学用品費などを援助する制度です。

前年の所得状況などをもとに認定を行い、認定された人には「学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費・医療費など」の経費を援助します。

援助を受けることができる方

龍郷町内に住所を有し、町内の公立小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方。

- 本年度の町民税が非課税又は均等割のみ課税の世帯。
- 前年度及び当該年度において、生活保護を廃止・停止された方で生活が困窮している方。
- 前年度及び当該年度において、台風・火災等の災害により被害を受け、町民税等の免除を受けた方。
- 保護者の死亡・長期入院等により収入が著しく減少する方。

援助の内容

令和8年度の援助費は下記のとおりです。

就学援助の費目と内容	
費目	内容
学用品費等	学用品等の購入にかかる経費の一部 • 小学校1年生：13,230円（年額） • 小学校2年生から6年生まで：15,500円（年額） • 中学校1年生：25,040円（年額） • 中学校2年生、3年生：27,310円（年額）
新入学学用品費	新入学学用品の購入にかかる経費の一部 • 小学1年生：64,300円（年額） • 中学1年生：81,000円（年額）
医療費	むし歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎などの学校病の治療費

支給時期

- 各学期末の年3回支給

申請から援助費支給までの流れ

1. 年度当初の4月に、学校から全児童・生徒に「就学援助制度のお知らせ」と「就学援助費申請書」を配布します。（毎年4月下旬提出締め切り）
2. 就学援助を希望し、4月下旬の締め切りまでに学校に提出された方には、6月上旬に保護者宛に審査結果をお知らせします。
3. 援助費は、「学用品費等」は各学期末（7月、12月、3月）に、「新入学学用品費」は7月に、医療費については医療券を発行します。

問合せ先

〒894-0102

大島郡龍郷町瀬留 968 番地 1

龍郷町教育委員会 学校教育係

TEL : 0997-69-4532